

別表（第7条関係）

定期利用保育室運営費等補助額算定表

項目	基準額	補助対象経費	
1 運営費	1 日の利用時間に応じて適用される次の単価に、延べ利用児童数を乗じて得た金額とする。	定期利用保育室の運営に必要な経費	
	1 日の利用時間		単価
	4 時間未満		2, 600円
	4 時間以上 8 時間以内		5, 200円
	8 時間超 9 時間以内		5, 825円
	9 時間超10時間以内		6, 450円
	10時間超		7, 075円
2 処遇改善事業費	次により算出された額とする。 （算式） 11, 030円×賃金改善対象者数（※）×事業実施月数 ※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1 か月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の 1 か月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。 なお、「賃金改善対象者数」については令和 6 年 4 月 1 日以降において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。	処遇改善事業の実施に必要な経費	

項目	基準額	補助対象経費
3 職員健康診断費	各月の保育従事職員（施設長含む）の総勤務時間数を常勤職員の勤務時間数で除した数（小数点以下は切捨て）の平均（小数点以下は切捨て）に11,000円を乗じて得た金額と補助対象経費の実支出額を比較して得られる少ない金額（千円未満の端数は切捨て）とする。	職員健康診断の実施に必要な経費
4 保育行事費	各月1日時点の在籍児童数の合計（ただし、延定員数を上限とする）に190円を乗じて得た金額と補助対象経費の実支出額を比較して得られる少ない金額（千円未満の端数は切捨て）とする。	特別な保育行事の実施に必要な経費
5 震災対策費	以下の金額と補助対象経費の実支出額を比較して得られる少ない金額の合計とする。 （1）備蓄食糧 該当年度の4月1日時点の0歳児を除く定員1名につき150円（※） （2）保存水 該当年度の4月1日時点の定員1名につき135円（※） ※震災発生当日（1日目）の夜と2日目朝は全児童が残留していることを想定し、2日目昼は残留率を震災発生時の50%、2日目夜、3日目朝及び昼について残留率を30%としてそれぞれ補助する。（残留率を適用した児童数は小数点以下切り上げとする。）	備蓄食料等の充実に必要な経費

注1 震災対策費の補助は、原則5年に1回とする。ただし、大規模震災の発生により備蓄食糧及び保存水を使用した場合には、事象発生時の翌年度に補助する。

注2 職員健康診断費、保育行事費及び震災対策費は、3月分の運営費と一括して補助する。